

新聞の契約トラブルにご注意

訪問販売による新聞契約に関する相談が寄せられています。

- 『ひとり暮らしの高齢の親が、強引な勧誘で断り切れず、長期の契約をさせられた。』
 - 『目が不自由になってきたので解約を申し出たら、契約期間がまだあると言われ解約ができない。』
 - 『契約した覚えのない新聞が投函され始めた。確認すると、数年前に契約していると言われた。』
- など、特に高齢者に対する勧誘や契約のトラブルが増えています。



トラブル回避のアドバイス



■玄関のドアを開ける前に要件を確認しましょう

玄関のドアを開ける前に事業者にて要件を確認して、必要がなければきっぱりと断りましょう。『景品を付けるから』と勧誘されることもあります。つられて不要な契約はしないようにしましょう。

■『先付け契約』はなるべく避けましょう

数年先からの契約を『先付け契約』と言います。配達開始時期までに期間が空くと、契約書の保存先などの記憶もあいまいになって、契約したことを忘れてしまう恐れがあります。

また、生活の変化などで新聞購読ができなくなることも考えられるので、新聞の先付契約はなるべく避けましょう。



■訪問販売での契約はクーリング・オフができます

訪問販売での契約は、契約書を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ(無条件解約)ができます。この期間が過ぎると、原則として消費者の都合で一方的に解約することはできず、話し合いによる解決となりますが、無条件での解約は非常にむずかしくなります。



相談室



高齢などの理由で本人からの相談が難しい場合、家族やホームヘルパー、ケアマネジャーなど、見守りの方からの相談もお受けしています。

太宰府市消費生活センター

☎092-921-2121 (内線 348)

【相談日】毎週月～金曜日(年末年始、祝日を除く)

【時間】9:30～12:00/13:00～16:00

【相談方法】電話(面談相談も可)※予約不要

【場所】市役所2階 消費生活相談室